



地方公営企業会計勉強会

第6回 リース会計

長谷川公認会計士事務所

A_hasegawa_cpa@yahoo.co.jp

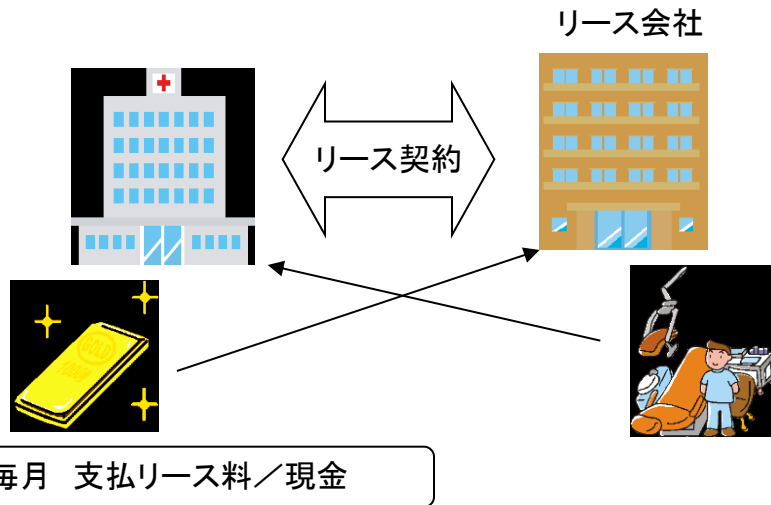
<http://a-hasegawa-cpa.jimdo.com/>

1. リース会計導入の必要性

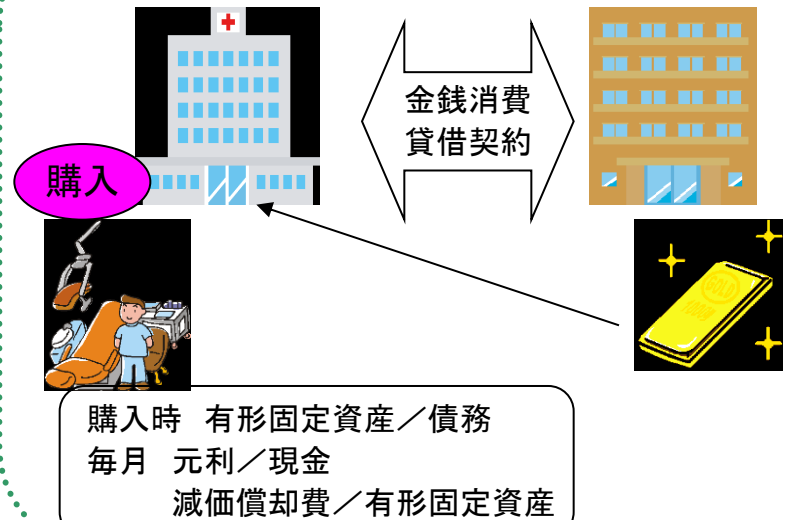
1. リース取引

日本での設備調達の一つの手法。物件管理、事務負担の簡便性、購入時に多額の資金調達を必要としない、保険料などの軽減、設備の陳腐化に対する弾力的な対応などのメリットから、広く普及している。

2. 法的形式



3. 経済的実態



4. リース会計はなぜ必要か？

(1) 貸借対照表の適正表示

固定資産と企業が負担するリース債務が適切にBS計上されていない。

(2) 損益計算の適正性

保有する固定資産の減価償却計算が計上されない。

支払リース料の中の利息分が適正に表示されない。(営業外費用)

(3) 企業会計など他会計基準との調和

事務負担を考慮して、
中小規模の公営企業には、
軽減措置あり。

2. リース取引の分類とその判定基準

リース取引

特定の物件の所有者(貸手)が、借手に対して、合意した期間にわたって、当該物件を使用収益する権利を与え、借手は、貸手に合意した使用料を支払う取引をいう。

①リース契約期間中の解約が実質的に不能で、②借手がリース資産の使用からもたらされる経済的便益を実質的に享受でき、かつ、使用に伴って発生するコストを実質的に負担(フルペイアウト)するリース契約か？
もしくは、

現在価値基準: 解約不能リース期間のリース料総額 > リース物件購入額 × 90% } の何れかに該当
経済的耐用年数基準: 解約不能リース期間 > リース物件の経済的耐用年数 × 75%

YES

ファイナンスリース取引

- ①リース契約上、リース物件の所有権が借手に移転する。
- ②リース契約上、著しく有利な価額で買い取る権利が付与されている。
- ③借手の用途にあわせた特別仕様で、第三者への再リースや転売が不可。

YES

所有権移転
ファイナンスリース取引

割賦購入と同様の効果

売買取引

NO

所有権移転外
ファイナンスリース取引

資金調達、使用する権利の取得

売買取引に準じる。

NO

オペレーティング・リース取引

中小規模の企業は、
賃貸借処理も可能。

賃貸借処理

3-1. 所有権移転ファイナンス取引の会計処理

【設例1・所有権移転ファイナンスリース取引 利息法】

リース期間5年、期間満了後、所有権移転条項付き。リース料 月額100円、リース料総額6000円。1年分まとめて、年末払い。
リース物件の貸手の購入価額は、4800円。リース総額に含まれる利息相当額は、1200円。
減価償却は、残存価額10%、耐用年数8年、定額法。

1. 第X1期首(リース契約締結)	リース資産 4800 / リース債務 4800
2. 第X1期末(リース料支払時)	リース債務 960 / 現金 1200 支払利息 240
3. 第X1期決算整理(減価償却計算)	減価償却費 540 / 減価償却累計額 540 ($4800 \times 0.9 \times 1\text{年}/8\text{年} = 540$)

利息相当額は、
利息法で配分。

減価償却は、自社保有資産と
同様の方法で計算。

3-2. 所有権移転外ファイナンス取引の会計処理(原則)

【設例2・所有権移転外FL取引 ①原則的処理(利息法)】

1. 第X1期首(リース契約締結時)	リース資産 4800 / リース債務 4800
2. 第X1期末(リース料支払時)	リース債務 960 / 現金 1200 支払利息 240
3. 第X1期決算整理(減価償却計算)	減価償却費 960 / 減価償却累計額 960 ($4800 \times 1\text{年}/5\text{年} = 960$)

利息相当額は、
利息法で配分。

減価償却は、契約期間、
残存価額0で計算。

3-3. 所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理(重要性の乏しい場合)

リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合

未経過リース料 ÷ (未経過リース料期末残高 + 有形、無形固定資産期末残高) < 10%

【設例3・所有権移転外FL取引 ②簡便的処理A(定額法)】

1. 第X1期首(リース契約締結時)	リース資産 4800 / リース債務 4800
2. 第X1期末(リース料支払時)	リース債務 960 / 現金 1200 支払利息 240
3. 第X1期決算整理(減価償却計算)	減価償却費 960 / 減価償却累計額 960 (4800 x 1年/5年 = 960)

利息相当額は、
定額法で配分。

減価償却は、契約期間、
残存価額0で計算。

選択適用

【設例4・所有権移転外FL取引 ③簡便的処理B(利息相当額を認識しない方法)】

1. 第X1期首(リース契約締結時)	リース資産 6000 / リース債務 6000
2. 第X1期末(リース料支払時)	リース債務 1200 / 現金 1200
3. 第X1期決算整理(減価償却計算)	減価償却費 1200 / 減価償却累計額 1200 (6000 x 1年/5年=1200)

3-4.所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理(賃貸借)

一括費用処理するリース契約、短期リース契約(リース期間が1年以内)または、
小額リース契約(企業の事業内容に照らして重要性が乏しく、リース総額300万円以下)など

【設例5・所有権移転外FL ④賃貸借処理】

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1. 第X1期首(リース契約締結時) | 仕訳なし |
| 2. 第X1期末(リース料支払時) | 支払リース料 1200 / 現金 1200 |
| 3. // (減価償却計算時) | 仕訳なし |

中小規模の公営企業については、
所有権移転外リース取引の賃貸借処理が認められる。
ただし、未経過リース料の注記が必要。

3-5.オペレーティング・リース取引の会計処理(賃貸借)

【設例6・オペレーティング・リース ⑤賃貸借処理】

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1. 第X1期首(リース契約締結時) | 仕訳なし |
| 2. 第X1期末(リース料支払時) | 支払リース料 1200 / 現金 1200 |
| 3. // (減価償却計算時) | 仕訳なし |

ただし、中途解約不能で、重要性の高いリース契約については、未経過リース料の注記が必要。

4. その他

1. 適用初年度の取り扱い

【原則法】 所有権移転外FLを、賃貸借処理から売買取引に準じた会計処理に変更した際の影響額は、特別損益として処理する。

【認容】 適用初年度の前年度末の未経過リース料残高又は、未経過リース料期末残高相当額(利息控除後)を取得価額として、期首に取得したものとしてリース資産の計上することができる。未経過リース料期末残高相当額(利息控除後)を取得価額とした場合、利息相当額総額をリース期間にわたって定額で配分することができる。

3. BS表示

原則、固定資産の部にリース資産として一括計上。

ただし、有形固定資産、無形固定資産に含めることも認められる。

たとえば、所有権移転FL物件は、有形固定資産、無形固定資産に含め、所有権移転外FL物件のみ、リース資産として表示することも認められる。

5. 中途解約の場合

リース資産の未償却残高をリース資産除却損等として処理する。

中途解約に関する違約金などは、リース債務と相殺の上、残額を損益処理する。

7. 再リースの会計処理

原則として、発生時の費用処理とする。

2. 中小規模の公営企業

公営企業法令で、管理者をおかないことができる基準を準用する予定。

○水道事業(簡易水道事業を除く)

常時雇用職員数200人以上、かつ
総水戸数5万戸

(水道用水供給事業は、給水能力20万M²/日)

○工業用水道事業

常時雇用職員数100人以上、かつ
給水能力50万M²/日

4. 不動産賃貸借契約の取り扱い

土地、建物などの不動産賃貸借契約についても、ファイナンス・リース契約に該当するか、オペレーティング・リース契約に該当するかの判定を行なう。

ただし土地については、所有権移転条項もしくは割安購入選択権が付与されている場合を除き、オペレーティング・リース契約に該当することとする。

6. リース契約期間満了時の会計処理

リース期間終了時には、通常、リース資産の償却は完了し、リース債務も完済しているため、会計処理は要しない。